

# 船舶交通安全基盤整備事業の新規事業採択時評価実施細目

## 第1 目的

船舶交通安全基盤整備事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領（以下「実施要領」という。）第7の2の規定に基づき、本実施細目を定める。

## 第2 新規事業採択時評価の対象とする事業の範囲

新規事業採択時評価の対象とする事業は、次の各号に掲げる航路標識に係る新設整備事業とする。

- (1) 光波標識
- (2) 電波標識
- (3) 船舶通航信号所
- (4) 海上交通情報機構

## 第3 新規事業採択時評価を実施する事業

新規事業採択時評価を実施する事業は、航路標識に係る船舶交通安全基盤整備事業を予算化しようとする事業とする。

## 第4 新規事業採択時評価を実施する際の事業の単位

新規事業採択時評価を実施する際の事業の単位は、原則として事業採択を行う際の箇所又は標識を一つの事業単位とする。

## 第5 新規事業採択時評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

- 1 新規事業採択時評価の実施主体は、海上保安庁（以下「本庁」という。）とする。
- 2 新規事業採択時評価の実施時期は、原則として年度予算の支出負

担行為の実施計画が承認される前までとする。

3 新規事業採択時評価の実施手続きは、次のとおりとする。

(1) 管区海上保安本部(以下「管区本部」という。)は、新規事業採択時評価を行うに当たって必要となる基礎資料(以下「基礎資料」という。)の収集、整理等を行い、毎年6月20日までに予算要求書と併せて本庁に提出するものとする。

(2) 本庁は、必要に応じて管区本部と協議を行い、管区本部から提出された基礎資料等に検討を加え、新規事業採択時評価を行うために必要な資料を作成し、当該事業の予算化に係る対応方針を決定するものとする。

(3) 新規事業採択時評価は、第6の規定により別に定める新規事業採択時評価手法により行うものとする。

4 本庁は、年度予算の支出負担行為の実施計画が承認される前までに、評価結果、採択箇所等を管区本部に通知し、これらを公表するものとする。

また、本庁は、完了後の事後評価実施時点まで費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

## 第6 新規事業採択時評価手法の策定及び改善等

1 本庁は、第2に掲げる事業の新規事業採択時評価手法を策定するものとする。

2 本庁は、新規事業採択時評価の精度の向上を図るため、新規事業採択時評価に係る作業を通じて得た経験等に基づき、新規採択時評価手法について必要な改善を行うものとする。

3 本庁は、第2項において策定又は改善された新規事業採択時評価手法を公表するものとする。

## 第7 その他

本庁は、本実施細目の改定並びに新規事業採択時評価手法の策定及

び改善を行うにあたっては、実施要領第6の規定に基づき設置される海上保安部会での検討及び調整を経るものとする。

#### 附 則

この細目等の一部改正は、平成30年5月7日から施行する。